

# 北須磨団地まちづくり協定の届出について

## <届出が必要な行為>

- 1、建築物その他の工作物の新築・増築および、改築または用途の変更
  - 2、土地の区画形質または用途の変更
  - 3、良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採
- ※確認申請を要しない、軽微な増改築等についても届出が必要な場合があります！

## <届出の時期>

- ・行為の着手の30日前(建築確認申請の前)にお願いします

## <届出の方法>

- ・原則電子申請(「e-KOBE:神戸市スマート申請システム」)でお願いします。  
ポータル: <https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>  
▶ポータルから手続き一覧(事業者向け)又は手続き一覧(個人向け)から「北須磨団地」で検索してください。
- ・「まちづくり協定に関する届出の電子申請」(神戸市 HP)に記載のとおり手続きをしてください  
▶神戸市 HP (<https://www.city.kobe.lg.jp/>)  
HP トップページ上部に配置しています『検索』から、以下のキーワード「まちづくり協定に関する届出の電子申請」を入力してサイトを指定してください。
- ・電子申請フォームへの入力により「まちづくり協定に係る区域内における行為の届出・変更届書」の提出を省略できます。

## <届出に必要な書類等> :裏面参照

- ・市に提出する書類は「まちづくり協定の届出各種様式集」(神戸市 HP)から書式をダウンロードしてください。  
HP トップページ上部に配置しています『検索』から、以下のキーワード「まちづくり協定の届出各種様式集」を入力してサイトを指定してください。

## <地域への説明>

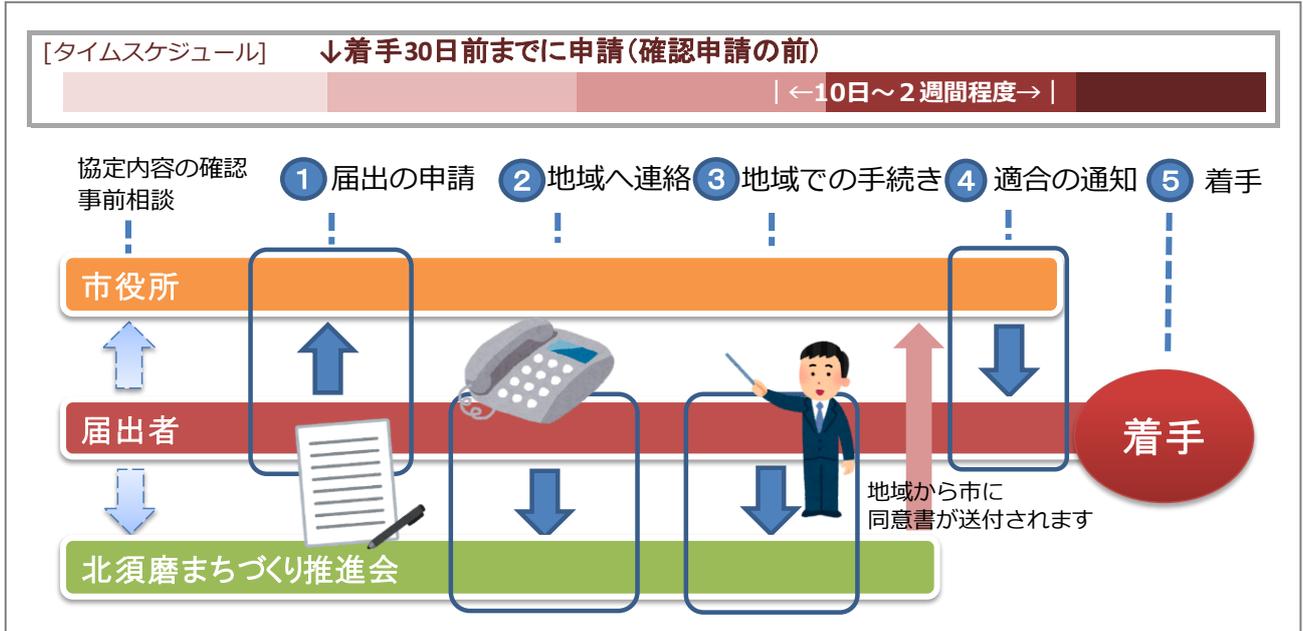
- ・まち再生推進課への届出(電子申請)と合わせて、北須磨まちづくり推進会への手続きも必要です。
- ・まちづくり推進会(自治会)への手続き書類は、まちづくり推進会にありますので、連絡のうえ入手してください。
- ・まちづくり協議会への手続きが遅れると、「適合(不適合)通知書」の発行も遅れますので、早めにご連絡をお願いします。

■北須磨まちづくり推進会(自治会)手続き先  
〒654-0142 神戸市須磨区友が丘7丁目275-1 北須磨団地自治会館  
北須磨まちづくり推進会  
連絡先 (078)792-3917

## <その他留意点>

- ・届出に係る行為が、まちづくり協定に適合していると認められるときは、神戸市より「適合通知書」を発行します。
- ・建築確認申請に、「適合通知書」の添付等の必要はありません。  
(建築確認申請は「適合通知書」の受領前でも提出可能です)
- ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、「適合通知書」の写しが必要です。

## <届出手続きの流れ>



### [届出に必要な書類等]

提出先	神戸市役所まち再生推進課 (届出)	北須磨まちづくり推進会 (手続き)
届出に必要な書類等 (電子申請の場合)	※行為の届出・変更届出書は作成不要 (申請時に必要事項を入力することで届出 書を提出したとみなします) ・行為の概要書(様式は神戸市の HP から ダウンロードできます) ・図 面(添付図面一覧参照) ・現況写真	・推進会への手続き書類については 推進会から直接入手してください
部数	-	推進会に問い合わせください
備考		図面における個人情報等は、届出者でご判断 いただいた上、ご用意ください。

### [添付図面一覧]

行為の種類	必要図面
建築物その他工作物の新築、増築、改築、用途の変更	①位置図 ②配置図(各境界線から外壁面までの有効 あき寸法を明記) ③平面図 ④立面図(2面以上)⑤外 構図(配置図と兼用でも可)
土地の区画形質又は用途の変更	①位置図 ②区域図(当該行為を行う土地の区域なら びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を 表示したもの) ③設計図
木竹の伐採	①位置図、②配置図、③計画図